

海外商品先物OPに 特定商取引法を及ぼす案

制度調査部
堀内勇世

ちょっとキーワード 13

【要約】

海外商品先物オプション(OP)取引に、特定商取引法の網をかけようとする提案が、経済産業省からなされている。

特定商取引法とは、訪問販売等につき事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めた法律である。

ごく簡単に説明する。

「海外商品先物OPに特定商取引法を及ぼす案」

海外商品先物オプション(OP)取引^(注1)にはそもそも規制する行政上の法規が存在せず、その点がトラブルの増加とともに問題視されてきた。そこで、「特定商取引法」^(注2)の対象として、一定の規制を及ぼすことが、経済産業省から提案されている。特定商取引法とは、訪問販売等につき事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めた法律である。なお、今回の提案では、易断(占い)の結果に基づき、助言、指導その他の精神的な援助を行うことなどを対象とする等の改正も示されている。

(注1) 海外商品先物オプション(OP)取引とは、海外商品市場において、一定の期間内に特定の価格(権利行使価格)で先物取引を行うことのできる権利を売買の対象とする取引のこと。

(注2) 正式には、「特定商取引に関する法律」である。

<提案の公表>

海外商品先物オプション(OP)取引を特定商取引法の対象とする提案は、2007年(平成19年)5月1日、経済産業省からパブリックコメントの募集という形で行われている。

具体的には、以下の案件である。

「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集について」
(経済産業省のホームページ[<http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>]参照)

なお、パブリックコメントの募集期間は、5月31日までである。

< 提案内容 >

特定商取引法の訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に関する規定は、政令^(注3)で指定された商品・権利・役務についてのみ対象としている。そこで、この政令を改正して、海外商品先物オプション(O P)取引などを追加している^(注4)。

(注3) 具体的には、「特定商取引に関する法律施行令」。

(注4) 海外商品先物オプション(O P)取引に関する部分は、実際には次のように記載されている。

「商品取引所法及び海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の規制を受ける取引に該当しない売買取引、現金決済先物取引、商品指数先物取引及びこれらのオプション取引について、当該取引の決済に必要な金銭の預託を受けて、取引を行うこと、取引を行うことの媒介を行うこと又は取引を行うことの委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。」

< 「特定商取引法」とは? >

特定商取引法とは、訪問販売等につき事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めた法律である。

特定商取引法の規制対象となる取引類型は、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売などの6つの取引類型である。

そのうえで、各取引類型の特性に応じて、業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から、不当な勧誘行為の禁止や広告規制などを規定している。

また、消費者と事業者の間のトラブルを防止し、その救済を容易にする等の機能を強化するため、消費者による契約の解除(クーリング・オフ^(注5))、取消し等を認め、また、事業者による法外な損害賠償請求を制限する等のルールを規定している。

(注5) クーリング・オフとは、申し込みまたは契約後に法律で決められた書面を受け取ってから一定の期間、消費者が冷静に再考して、無条件で解約することである。ここで言う一定期間とは、例えば、訪問販売・電話勧誘販売の場合は8日間である。なお、通信販売には、クーリング・オフに関する規定がない。

< 「特定商取引法」に関するHP >

特定商取引法については、経済産業省の次のホームページ参照。

【特定商取引法】

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/contents1.html>

【消費生活安全ガイド】

<http://www.no-trouble.jp/>